

## 令和8年度 小規模企業者支援事業補助金 実施要領

### 1. 補助事業の目的

この制度は、市内の小規模企業者が、工作機械等の導入に必要な費用の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とします。

### 2. 概要

補助対象者	次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に本社を有するもの イ 市内に製造拠点を有するもの (2) 「日本標準産業分類」(令和 5 年総務省告示第 256 号)に定める製造業を主たる事業としていること。 (3) 市税を滞納していないこと。
補助対象事業	新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得、更新又は補修を行う事業を対象とします。ただし、市内の製造拠点に常時設置し、使用するものに限りです。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;">同様の趣旨の補助金等を受けている事業は対象外です。</div>
補助対象経費	次の掲げる経費(消費税及び地方消費税を除きます。) (1) 1 台あたり税抜 10 万円以上の工作機械等の取得又は更新に要する経費 (2) 工作機械等の補修に要する経費(税抜で合計 10 万円以上となる場合に限りです。)
補助率	補助率: 補助対象経費の3分の2の額(1,000 円未満切捨て) 上限額: 30万円
申請受付期間	令和8年 4 月 1 日から令和9年 3 月 31 日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。
最終の事業完了日	令和9年 3 月 31 日 ※この日以内で、経費の精算を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。 ※約束手形や電子記録債権等はその決済も含め上述の日までに完了する必要があります。

### 3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

[https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo\\_business/sangyoshinko/seizou\\_shien/index.html](https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html)

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2) 「申請様式・実績報告様式」欄から様式をダウンロードする。

### 4. 申請方法

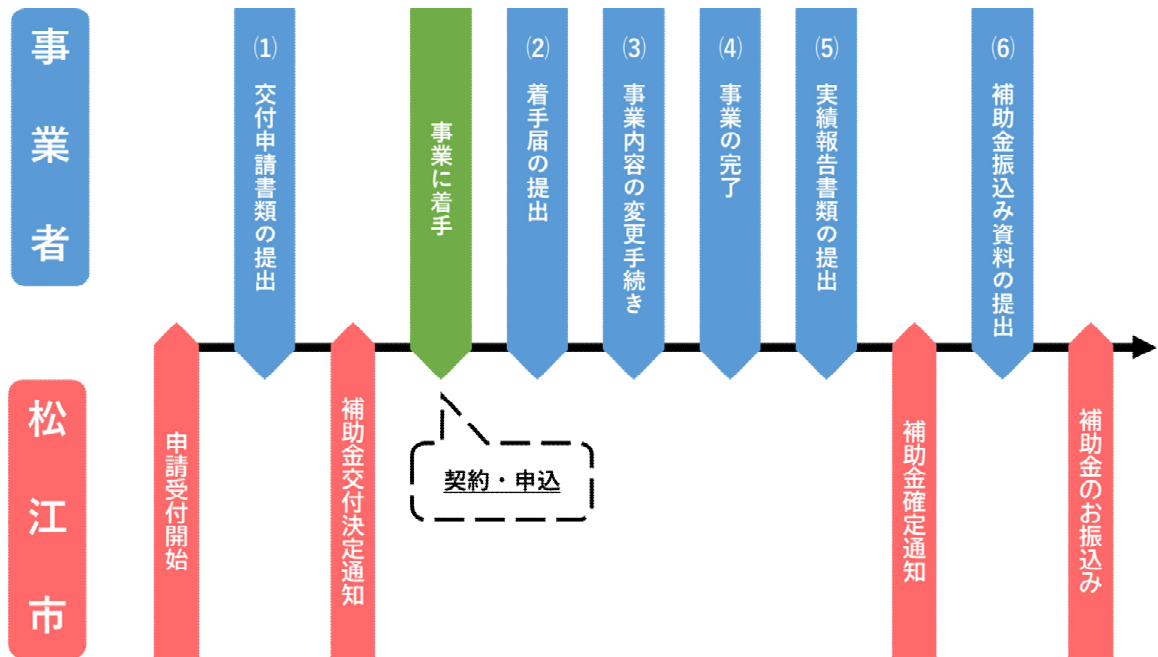
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

## 5. 手続きの流れ



### (1) 交付申請書類の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。

#### ① (別記様式)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

完了予定日より早く事業が完了しても問題ありませんので、事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

#### ② (別紙1)事業計画書

#### ③ 取得する工作機械等のカタログまたは補修する工作機械の写真

#### ④ 見積書

#### ⑤ 直近2期分の決算書の写し

### (2) 着手届の提出

補助金交付決定が通知されたら事業に着手し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

### (3) 事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- 事業が遅延し完了予定日までに事業が完了できなくなった。
- 見積金額が変更になり補助事業経費に変更が生じた。

### (4) 事業の完了

交付申請時(変更を申請し承認を受けた場合は変更時)に定めた完了日までに事業及び事業に係る経費の支払を完了してください。

#### (5)実績報告書類の提出

すべての経費の支払いが完了したら、1か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。

- ① (様式第4号)完了届
- ② (様式第5号)実績報告書
- ③ (別紙3)事業報告書
- ④ 取得または補修した工作機械の写真
- ⑤ 補助対象経費に係る請求明細の分かる資料
- ⑥ 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かる資料
- ⑦ 補助金利用アンケート

※松江市 HP の本補助金ページから様式がダウンロードできます。

#### (6)補助金振込み資料の提出

補助金等確定通知を受けたら、以下の書類を当センターにご提出ください。

- ① (様式第7号)補助金等交付請求書
- ② 口座振込依頼書
- ③ 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

#### 6. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)